

議案第68号

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例及び山陽小野田市手数料徴収
条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例及び山陽小野田市手数料徴収条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例及び山陽小野田市手数料徴収
条例の一部を改正する条例

(山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例（平成17年山陽小野田市
条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法
律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条
第1項」を「第6条第1項」に改める。

(山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正)

第2条 山陽小野田市手数料徴収条例（平成17年山陽小野田市条例第90
号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を
「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1
項」を「第7条第1項」に改める。

別表第12中1の項を削り、2の項を1の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号参考資料

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表（第2条関係）

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係） 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下この表において「法」という。）の規定（他の法律により準用する場合を含む。）に基づく事務				別表第1（第2条関係） 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下この表において「法」という。）の規定（他の法律により準用する場合を含む。）に基づく事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
1	書面の写し等交付手数料	(略)	(略)	1	書面の写し等交付手数料	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第7条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用しての交付	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円			<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第4条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用しての交付	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円
		備考 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を1枚として算定する。	備考 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を1枚として算定する。				

別表第12（第2条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	個人番号カードの再交付手数料	法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合の再交付を除く。）	1枚につき800円

別表第12（第2条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この表において「法」という。）に関する事務

	名称	事務	金額
1	通知カードの再交付手数料	法第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合の再交付を除く。）	1枚につき500円
2	個人番号カードの再交付手数料	法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号又は住民票コード変更により返納した場	1枚につき800円

		合、国外転出により 返納した場合その他 再交付がやむを得な いものとして市長が 認める場合の再交付 を除く。)	
--	--	--	--